

京都市風致地区条例第8条第1項の規定に基づく命令を次のとおり行いましたので、同上第8条第3項の規定により公告します。

平成19年3月5日

京都市長 梶本 頼兼

- 1 命令の相手方  
京都市西京区松室中溝町31番地の12 ハイッサンモア201号  
寺石 源太郎
- 2 命令の内容  
次の行為を直ちに停止すること。
  - (1) 行為地  
京都市右京区鳴滝宇多野谷7番地の5, 7番地の12及びこれらの近接の土地
  - (2) 行為内容  
土地の形質の変更及び木竹の伐採
- 3 理由  
上記行為は、京都市風致地区条例第2条第1項の規定に基づく許可を受けておらず、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
- 4 命令を行った日  
平成19年2月26日

(都市計画局都市景観部風致保全課)